

令和6年度 まつやまライブ！まちなかパフォーマンス事業 ＜まちなか文化活動補助金＞ 応募要領

市民や観光客が文化芸術に気軽に触れられる機会を生み、文化芸術にあふれ、彩りや潤いのあるまちづくりを推し進めるため、まちなかで演奏等のパフォーマンスを披露する団体や個人を募集します。

募集内容

1. 実施会場・日程

以下の会場と日程で実施します。1公演あたり20分程度とし、原則1日1～2回公演とします。詳細の日時は採択後に打合せのうえ、決定します。

※控室の用意はありません。

※会場の使用許可等は市が行います。

★パフォーマンスに必要な楽器などは申請者でご用意ください。

ただし、以下の備品が提供できる場合があります。

＜簡易PA、マイク、折りたたみ机、パイプ椅子＞

①大街道会場

令和6年10月12日（土）・13日（日）・19日（土）

11月9日（土）・17日（日）・30日（土）

＜会場設備等＞

- ・スペース：横6m×奥行3～6m程度
- ・電源：1500Wまで
- ・屋根があります。参加者10人以下の団体や個人の演奏等に適しています。

②花園町通り商店街会場（東通り側）

令和6年10月27日（日）、11月24日（日）

＜会場設備等＞

- ・スペース：横3m×奥行3m程度
- ・電源：1500Wまで
- ・屋根はありません。参加者5人以下の団体や個人の演奏に適しています。

※同日に「花園日曜市」が開催されます。

2. 対象ジャンル

①楽器演奏 ②歌唱 ③大道芸 ④その他これらに類する文化活動として市長が認めるもの
以下のような事業は応募できません。

- 大音量や火気・刃物等危険物を使用するもの、その他周辺店舗の迷惑になるようなもの
- 第三者から対価等を受けて実施するもの
- 国や地方公共団体等から受託や補助金等の交付を受けて行うもの又は共同で行うもの
- 営利を主目的にするもの
- 政治的又は宗教的な活動に関するもの
- 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害する・侵害するおそれのあるもの
- その他補助対象事業として適当でないと認められるもの

3. 募集期間

令和6年8月28日（水）～9月10日（火）（必着）

結果は9月末頃にお知らせします。

申請できる者

プロ・アマチュアを問わず、次の(1)～(4)全てを満たす団体または個人。

(1) 活動拠点が松山市内にあること。

(2) 出演者全員が当該文化活動で2年以上の活動実績があること。

例外として、結成から2年経過した団体については、出演者の半数以上が2年以上の活動実績があれば可。

(3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でない

(4) 政治的・宗教的な公平性と中立性が確保されている

※出演者が全員未成年の場合、代表者は大人の方とし、当日は引率してください。

補助金額

交通費、運送費、駐車場使用料などの出演経費として、1事業当たり以下の金額を支給します。

補助金額＝8千円 ＋ ＜出演者加算＞1人当たり2千円

10人まで。上限2万8千円。

※出演者に音響や人員整理のスタッフは含めません。

例) 出演者1人 1万円

出演者2人 1万2千円

申請から受け取りまで

1. 申請

市HPから「(様式 1)申請書」をダウンロードし、「名簿」及び「映像資料」または「音源資料と写真」を添えて、メール、郵送または持参で下記までお申込みください。メールまたは郵送でご提出の場合、5 営業日ほどで受け取りのご連絡をします。

提出先 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 5階 松山市役所 文化・ことば課

Mail : machinaka@city.matsuyama.ehime.jp

＜映像資料、音源資料等について＞

- 映像資料は、パフォーマンスの様子が分かる数分程度の動画（パソコンで再生できるもの、スマートフォン等で撮影したもの可）をデータまたは DVD 等で提出するか、YouTube 等の URL を共有してください。
- 映像資料の提出が困難な場合、数分程度の音源と複数枚の写真を提出してください。
- 10MB を超えるデータを送付する場合、メール添付ではなく大容量データ送信サービスを経由してください。
- 送付いただいた映像資料等は返却しません。

2. 結果通知

申請書と映像資料等をもとに、内容や活動履歴、まちなかで人の足を止める楽しさや魅力があるか、出演可能な日程などを総合的に考慮して出演者を決定し、結果を書面で通知します。また、出演決定者は市HPでも公表します。

3. 変更・中止・廃止申請

採択後に事業内容を変更・中止・廃止する場合、「(様式 4)変更・中止・廃止承認申請書」を提出してください。

4. 実績報告・請求

事業実施後、1 か月以内に「(様式 6)実績報告書兼請求書」に当日の写真等の資料を添えて提出してください。提出をもって補助金を支給します。

その他

- 原則物販は不可です。投げ銭は禁止しませんが、強要しないでください。
- 公演予定を市HPなどでPRさせていただくとともに、公演の様子を公開する場合があります。

問い合わせ先

松山市 文化・ことば課（〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 5階）

メール : machinaka@city.matsuyama.ehime.jp

TEL : 089-948-6634